

令和元年度前期分授業料免除申請を行った方へ

授業料免除の審査結果については、学務システム（UTAS）の「学生情報」を参照し、各自ご確認くださいようお願いいたします。7月中旬になっても結果が表示されない場合は、奨学チームまでお問い合わせください。

なお、授業料徴収猶予は郵送での通知になります。7月中旬になっても結果が届かない場合は、奨学チームまでお問い合わせください。

半額免除許可者及び不許可者は7月29日（月）が引き落とし日になっています。

授業料の口座引き落とし加入者は、7月26日（金）15時までに引落口座への入金をお願いいたします。未加入者については、後日経理課から請求書を送付しますので、それにより納付願います。

今回、前期・後期同時申請を行った場合、後期分の申請は必要ありませんが、前期申請時から家計状況、家族状況、就学者等の内容に変更が生じた場合には、後期に改めて申請を行う必要があります。また、今回の結果がそのまま後期分授業料にも適用される訳ではなく、改めて審査のうえ決定されることとなります。

なお、後期分授業料免除については、ホームページ、掲示等で確認して下さい。

本制度は、学業優秀で経済的に困窮している学生が、そのことを理由に学業の継続を断念することのないよう支援するためのものです。厳しい財政状況の下、又昨今の景気悪化に伴い申請者が大幅に増加するなかで、限られた予算内において実施していることを、十分理解いただきますようお願いいたします。

授業料免除に関する問合せ先
本部奨学厚生課奨学チーム
TEL 03-5841-2547, 2548

授業料納付に関する問合せ先
本部経理課
出納チーム（収入担当）
TEL 03-5841-2153, 2158